

提供日 2026/03/16
タイトル 産業廃棄物処理業許可の取消し
担当 暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
連絡先 産業廃棄物班
TEL 054-221-2423



幸福度日本一の静岡県

産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 宮城県角田市島田字御蔵林3番地の2
名称 株式会社ヒロキ

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条の3の2第1項に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和8年3月13日

4 処分理由

株式会社ヒロキは、令和7年12月15日に仙台地方裁判所において破産手続開始の決定を受けた。

これにより、同社は、法第14条第5項第2号イに規定する欠格要件に該当するに至ったため。

参加者募集告知

・ 催事等の当日取材

・ 実施事業等の紹介

・ **調査結果等の公表**

＼令和8年は／
静岡県誕生150周年！

